

(別紙4－4　まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)

第1 対象となる特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群（ごまさば東シナ海系群に限る。）

第2 資源再建計画の期間

令和5管理年度から令和14管理年度まで

第3 資源再建計画において講ずる措置

別紙2－16に基づく管理を通じ、資源の再建を図る。具体的には、別紙2－16の第4の3に従って漁獲可能量を定めることとする。

第4 資源再建計画の検証の方法

1 資源再建計画の達成状況の検証は、資源再建計画の策定から2年ごとに資源評価に基づき行うこととし、水産庁は、その結果を、資源評価を行う研究機関、関係漁業者等が参加する会議（まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に係る本則第8の1の資源管理の方針に関する検討会又はTAC設定に関する意見交換会（漁獲可能量の設定に際し漁業者、加工流通業者等を対象に行う意見交換会

をいう。))において説明し、参加者間で議論を行う。

- 2 検証の結果、必要と認められる場合には、1の会議における議論も踏まえ、資源再建計画の見直しその他必要な措置を講ずることとする。

第5 その他

- 1 資源再建計画の期間が満了する前に、資源水準の値が目標管理基準値を上回っていることが判明した場合には、判明した管理年度の末日をもってこの資源再建計画は終了する。
- 2 検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）を下回っていることが判明した場合には、別紙2－16の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。